

令和 8 年 5 月  
堺市契約課

建設工事及び工事関連業務の一般競争入札に係る入札参加資格の  
事後審査書類の提出方法について(通知)

建設工事及び工事関連業務の一般競争入札に係る入札参加資格審査のうち、落札候補者となった後に実施する審査（以下「事後審査」という。）の必要書類の提出方法について、電子調達システムを利用する方法による提出を受け付けることとしましたので、その取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

記

1. 概要

これまで、事後審査に係る必要書類（以下「事後審査書類」という。）の提出については、書面を契約課の窓口まで持参していただいていたが、原則として電子調達システムを利用する方法により、事後審査書類をオンラインで提出してください。

また、事後審査書類と合わせて提出していただいていた暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書についても、様式の見直しを行い押印が不要となったことから、同じく電子調達システムを利用する方法により提出していただけます。

このことにより、落札候補者となった場合の全ての必要書類の提出が、契約課の窓口にお越しいただくことなく、電子調達システムを利用する方法により可能となりました。

2. 電子調達システムを利用する提出方法

落札候補者は、別添の操作方法をご参照の上、事後審査書類を提出してください。

3. 事後審査後の手続の流れについて

事後審査後の落札決定から契約締結までの手続の流れについては、これまでの取扱いから変更はありません。

4. 適用時期

令和 8 年 4 月 1 日以降に公告を行う案件から適用します。